

社会福祉系専門職大学院
認証評価に関する自己点検・評価報告書

平成 30 年 9 月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

はじめに

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下「ソ教連」）は、2017（平成 29）年 4 月、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（以下「旧社養協」）、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会（以下「旧精養協」）、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟（以下「旧連盟」）を組織統合して発足した。

このうち旧連盟は、専門職大学院認証評価が義務化されること等も勘案し、当該校の次回認証評価時点には、文部科学大臣より認証評価機関としての認証を得るべく準備を進めてきた。2016（平成 28）年 6 月に文部科学省に申請し、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会の審査等を経て、2017（平成 29）年 2 月、正式に、専門職大学院のうち社会福祉系分野の認証評価を行う認証評価機関として認証された。

そして、本連盟は、学校教育法第 110 条に基づく社会福祉分野の専門職大学院の認証評価機関として、初めて日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科（専門職大学院）の認証評価の申請を、2017（平成 29）年 3 月 1 日に受け付け、その後、認証評価委員会、判定委員会、異議審査委員会により、当該校の認証評価を行ってきた。一連の作業の結果、同年 12 月の認証評価委員会において、認証評価報告書を決定し、2018（平成 30）年 1 月に、理事会において認証評価結果を最終決定し、当該校に通知した。

ソ教連において制定された社会福祉系専門職大学院認証評価委員会規程の第 2 条（6）に、「評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について、認証評価の完了後 1 年以内に、自己点検及び評価を行い、本連盟理事会の決議を経て、その結果を公表する。」と規定されている。

本報告書は、本規程に基づき、本会が初めて取り組んだ今回の一連の認証評価事業を振り返り、今後の改善に資するために行った自己点検・評価の内容を取りまとめたものである。本報告書の内容を踏まえ、社会福祉系専門職大学院の唯一の認証評価機関として、今後とも社会福祉系専門職大学院の質の向上の取り組みに寄与してまいりたい。

2018（平成 30）年 9 月

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会 長 白 澤 政 和

1. 評価基準及び評価方法について

評価基準及び評価方法について、以下の点について検討し、改善を期してまいりたい。

1) 検討課題の表記について

今回の認証評価報告書の、1. 評価結果 において、検討課題として以下の三点を示している（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科《専門職大学院》認証評価報告書 p 9）。

- ・適切なシラバスの作成のあり方、内容を検証する仕組みについて
- ・文京キャンパスにおける教育研究環境のさらなる整備について
- ・清瀬キャンパスの土曜日における図書館開館時間の延長について

一方、「社会福祉系専門職大学院評価基準」（p 3）では、評価の視点に関わる事項とレベルと評価を対応させ、以下のように示している。

評価の視点 のレベル	評価の視点に関わる事項	評価
レベルⅠ	社会福祉系専門職大学院に関わる法令事項	・勧告（ただし、状況によっては検討課題）
レベルⅡ	社会福祉系専門職大学院に求められる基本的事項	・長所 ・検討課題（ただし、問題がある場勧告）
レベルⅢ	固有の目的に基づき、教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させ、その特色を伸長するために必要な事項	・長所、特色 ・検討課題

この表によるといずれのレベルにおいても、「検討課題」をあげている。上記の三点の「検討課題」は、いずれもレベルⅡの「社会福祉系専門職大学院に求められる基本的事項」に関する内容であるが、この点を明記し、どのレベルにおける「検討課題」であるか明確に示す必要があると考えられる。

また、報告書の p 9 において、レベルⅢの「固有の目的に基づき、教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させ、その特色を伸長するために必要な事項」において、「さらに恒常的に専門職能団体、社会福祉にかかわる経営者団体、地方自治体との連携を強めることにより教育の質的向上が見込まれるため、この点について検討課題としたい。」とある。このレベルⅢにおける「検討課題」は、レベルⅠ、Ⅱと異なり、あくまでもその特色を伸長するための検討課題であることを明記し、今後は、1. 評価結果に記載することとしたい。

2) 所見及び評価の記述について

判定委員会による報告書（案）を当該校に送付したところ、以下の通り意見申立があった。

- ・「提言」「所見」はどうとらえたらよいか。
- ・今回は、認証評価であるので、（所見及び評価）とするのではなく、明確に評価とし、所見と区別すべきである。
- ・「期待したい」は要望のようで、評価とは受け止めがたい。
- ・一部に大学院の裁量の範囲に関する表記や程度に関する表記が不的確である。
- ・一部に事実確認が不十分な表記がある。

これらの意見申し立てに関して判定委員会にて協議した上で、一部、事実関係や程度に関する表記を修正している。また、所見は、評価の根拠となる事実に関する判断とし、評価に関する記述と区別することとした。

提言等において、「期待したい」との表現を使用しているが、この点は、要望ではなく、現時点でわが国唯一の社会福祉系専門職大学院であり、他の社会福祉系大学院の模範となる教育の質の向上を期待しての表記とさせていただいた。

結果として、当該校からの異議申し立てはなかったが、本連盟による認証評価は、初めてであり、報告書案の作成を初めて行う判定委員もあり、事前に判定委員による表記の統一や整合性について、他の認証評価機関の報告書等を参考にするなど、具体的に協議すべきであったと考えられる。

2. 認証評価の実施状況

当該校に対する認証評価の一連の実施状況については、資料1の通りである。

概ね、当初設定したスケジュール通りに実施することができており、適切であったと判断できる。但し、本連盟の組織変更に伴い、規程の変更、委員の交代など文部科学省への届出が遅れがちであったため、これらの作業工程を確認し速やかに実施する必要があると考えた。また、異議申立期限の後に、判定期間の変更について、申請者からの問合せ等が発生した。本来異議申立期間のうちに指摘すべきであることから、もっと早い段階において確認すべきであったことが反省点としてあげられる。

資料 1

日本社会事業大学からの認証評価の申請にかかる
 専門職大学院認証評価委員会等 スケジュール

年度	委員会名		内容
	平成 28 年度	平成 29 年 3 月 1 日	
	3 月 10 日	第 1 回 認証評価委員会	スケジュールの決定
	3 月 10 日	第 1 回 判定委員会	スケジュールの決定
	3 月 10 日	第 1 回 異議審査委員会	スケジュールの決定
平成 29 年度	4 月 24 日		認証評価機関 研修会 事務担当者研修
	5 月 30 日	第 2 回	認証評価委員会 評価方法に係る福祉系専門職能団体、社会福祉事業 経営者団体その他関係者からの意見聴取結果の 整理
	6 月 9 日	第 2 回	判定委員会兼 認証評価研修 判定委員会規程第6条による認証評価研修 講師 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 土屋俊氏
	6 月 27 日		自己点検評価報告書等受理
	8 月 1 日	第 3 回	判定委員会 事前確認事項の調整
	8 月 7 日		事前確認事項発送
	9 月 1 日		事前確認事項の回答書提出
	9 月 10 日		事前確認事項発送〔追加〕
	9 月 11 日		訪問調査〔清瀬キャンパス〕
	9 月 14 日		訪問調査〔文京キャンパス〕
	10 月 30 日	第 4 回	判定委員会 報告書(案)作成
	10 月 31 日		申請校へ報告書(案)発送
	11 月 1 日 ～11 月 30 日		意見申立期間
	11 月 28 日		意見申立
	12 月 5 日	第 5 回	判定委員会 意見書を踏まえて調整、報告書(案)の決定
	12 月 18 日	第 3 回	認証評価委員会 報告書を決定
	平成 30 年 1 月		文部科学省へ報告
	1 月		認定審査結果最終報告、通知
	2 月		(異議申立期間(30 日以内))
	3 月		異議申立期間終了

3 組織及び運営の状況

今回の、当該校の認証評価にあたり、資料2の通り、認証評価委員会、判定委員会、異議審査委員会を設置した。

認証評価委員会の権限は、(1) ソ教連が実施する社会福祉系専門職大学院の認証評価事業の基本的事項(評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項)を審議し、理事会の決議を経て、公表する、(2) 認証評価報告書を作成するための評価実施スケジュールを決定する、(3) 認証評価実施に際して、評価方法に係る福祉系専門職能団体、社会福祉事業経営者団体その他関係者からの意見聴取を実施する、(4) 判定委員会からの認証評価報告書(案)について審議する、(5) 認証評価報告書に対する社会福祉系専門職大学院からの異議申立がなされた場合、異議審査委員会の作成した審査結果報告書を踏まえて、異議について審理し、異議相当とした場合には、判定委員会に対して、認証評価報告書の修正、もしくは判定委員会に再評価を命じる、(6) 評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について、認証評価の完了後1年以内に、自己点検及び評価を行い、理事会の決議を経て、その結果を公表する(ソ教連社会福祉系専門職大学院認証評価委員会規程第2条)である。委員は、同規程第3条に基づく10名を、規定に基づき、資料2のとおり、理事会で選任した。

認証評価委員会の開催状況は、資料1の通りである。

判定委員会の権限は、(1) 認証評価報告書(案)を作成する、(2) 上記のために、自己点検評価報告書及び関連資料をもとに書類審査、訪問調査等を行う(ソ教連社会福祉系専門職大学院認定委員会規程第2条)である。委員は、同規程第3条に基づく6名を、規定に基づき資料1のとおり、理事会で選任した。

判定委員会の開催状況は、資料1の通りである。なお、判定委員会は、基準1から基準9に関する認証評価報告書(案)作成の担当を、基準1から3、基準4から6、基準7から9の3つの班に分け、それぞれ主査と副査を設け、担当を決めて相互に確認しあう体制で臨んだ。この点は、評価作業にあたっての責任の明確化と相互チェックという点から有効であったと考える。

異議審査委員会の権限は、社会福祉系専門職大学院から出された異議について、それが理由のあるものか否かを審査し、審査結果を認証評価委員会に提出する(ソ教連社会福祉系専門職大学院認異議審査委員会規程第2条)である。委員は、同規程第3条に基づく5名を、規定に基づき資料1のとおり、理事会で選任した。なお、当該校から異議申立がなかったため、異議審査委員会は、開催されなかった。

各委員会とも任期は、認証評価の申請があった時点から2年である。

以上、今回の一連の認証評価事業において、各委員会は、規程によって与えられた権限に基づき、適切に運営がなされたと判断される。

資料 2

社会福祉系専門職大学院認証評価に係る各委員会委員（平成 30 年 3 月 31 日現在）（敬称略, 順不同）

＜認証評価委員会＞（10 名）

構成メンバー	氏 名	区分(機関名)
社会福祉教育に従事する大学院教員	白澤 政 和	桜美林大学大学院
	宮 城 孝	法政大学
	阿 部 裕 二	東北福祉大学
	松 溪 憲 雄	龍谷大学
	志 村 健 一	東洋大学
実務経験を有する社会福祉士	古 井 慶 治	日本社会福祉士会より推薦 ふるい後見事務所
	中 田 雅 章	日本社会福祉士会より推薦 中田社会福祉士事務所
外部有識者	渋谷 篤 男	全国社会福祉協議会より推薦 同会常務理事
	久 木 元 司	全国社会福祉法人経営者協議会より推薦 社会福祉法人常盤会理事長
	大 川 幸 弘	社会福祉関係以外の外部団体より推薦 公益財団法人日本生産性本部理事

＜判定委員会＞（6 名）

構成メンバー	氏 名	区分(機関名)
認証評価委員	宮 城 孝	法政大学
	志 村 健 一	東洋大学
認証評価委員に選任されていない社会福祉教育に従事する大学院教員、実践に従事するもしくは実務経験を有する社会福祉士、外部有識者各1名は選任	保 正 友 子	立正大学
	田 村 綾 子	日本精神保健福祉士協会より推薦 同会副会長
	湯 川 智 美	全国社会福祉法人経営者協議会より推薦 社会福祉法人六親会常務理事
	重 野 俊 哉	社会福祉関係以外の外部団体より推薦 公益財団法人日本生産性本部コンサルティング部長

＜異議審査委員会＞（5 名）

構成メンバー	氏 名	区分(機関名)
本連盟の理事 又は監事	黒 木 保 博	同志社大学
	伊 東 秀 幸	田園調布学園大学
	澁 谷 哲	淑徳大学
実務経験を有する社会福祉士	前 嶋 弘	日本社会福祉士会より推薦 救護施設ヨハネ寮施設長
外部有識者	高山 恵理子	日本医療社会福祉協会より推薦 上智大学